

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「強い・弱い」等の印象や子供の様子、回数など、表面的・形式的なことではなく、いじめられた子供の立場に立ってとらえるようにする。

(2) 学校におけるいじめの実態

20人前後の少人数の同学年集団が同じメンバーで就学前からこれまで一緒に生活し固定化された人間関係が見られる。子供たちは現在の人間関係の状況が、よくても悪くてもその状況を当たり前のものとして受け入れてしまっている。そのため、いじめが表面化しにくいところがある。「嫌なことを言われた。」や「嫌なことをされた。」という訴えや気をつけなければならない表れがあり、丁寧な指導と継続した見届けをしている。

(3) 目指す子供の姿

自他の命を大切にする子
—自己も他者もかけがえのない大切な存在という思いをもって—

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名

いじめ・不登校対策委員会

(2) 主な構成員及び役割

構成員	役割
校長	基本方針の策定・重大事態への対応の窓口及び教育委員会等への報告・職員への指導、助言
教頭	事情説明の同行・事案の全体の把握
生徒指導主任	事案の把握と整理
担任	初期における事案の聴取・保護者への連絡・事情説明
養護教諭	事案の把握した上での該当児童対応方法の客観的なアドバイス
教務主任	いじめ不登校対策委員会の日程調整
(PTA代表)	

3 いじめの防止等の対策のための実施計画

(1) 担任による観察

日ごろより子供一人一人とコミュニケーションを図り情報を収集するとともに、子供一人一人の表情や仕草などを鋭く観察し、変容を捉える。また、保護者とのつながりをつくり、保護者から情報を得られるようにしておく。

(2) 担任以外の職員による観察

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、ソーシャルワークラーなど担任以外の職員が積極的にすべての学級の様子を観察し、担任が捉えられなかった子供の変容を捉える。

(3) 「ステージパワーアップ」の実施

第1～5ステージの各ステージの終盤において実施するステージを自己評価させる「ステージパワーアップ」で一人一人の子供の様子を把握する。

第1ステージ：4・5月 第2ステージ：6・7月 第3ステージ：8～10月
第4ステージ：11・12月 第5ステージ：1～3月

(4) 「ほっと面談」の実施

1学期と2学期のそれぞれにおいて子供と担任が1対1で面談をする。「ステージアンケート」を基に、一人一人の子供の様子を把握する。また、スクールカウンセラーがすべての子供と面談をする。

(5) 「本気の木カード」の取組

1週間に1回程度、級友のよさを伝えたり、自分のよさを考えたりして、他者受容の気持ちと自己肯定感（自己愛）を育む。

(6) 職員打合せの開催

毎週金曜日の15時30分より、職員で情報を共有し、共通理解を図る。

(7) 「子供を語る会」（特別支援・生徒指導委員会）

昨年度の様子や本年度のこれまで様子から、今後、特に配慮していく必要がある子供について情報を全職員で共有し、支援の在り方について共通理解を図る。

4 地域・保護者との連携に関すること

(1) 個別面談

1学期末の7月にすべての子供の保護者を対象とした個別面談を実施する。また、冬休み前には希望個別面談を実施する。面談を通して、保護者と学校との連携を深め、いじめの早期発見や未然防止、実態把握に生かす。

(2) 民生児童委員と語る会

子供について情報交換し、相互に連携を図っていく。

(3) 学舎コミュニティースクール

学校の取組を説明し、地域の子供の様子を話し合い、教育活動に生かす。

(4) スクールガード

地域のスクールガードが子供と一緒に登校し安全指導を行ったり、要所に立ち安全指導を行うと共にあいさつ運動をしたりして、子供の様子を見守っていただく。また、下校時には要所で子供の下校を見守っていただく。

5 いじめを受けていると思われる情報を得た場合

(1) いじめの確認

いじめの情報を得たら直ちに生徒指導主任を通し関係職員に連絡し、詳しい内容について本人ならびに関係する子供、保護者などに話を聞き、速やかに事実確認をする。担任が主であるが、生徒指導主任や教務主任等と複数で話を聞くようにして、事実を明らかにする。

(2) いじめ情報収集の視点

情報については、以下のような内容において把握し、共通理解をする。

被害者氏名	学年, 組, 性別 等
いじめの状況	いじめの事実の有無, いじめの態様, 加害者・周囲の子供・保護者の状況, いじめの発端, いじめの発覚のきっかけ 等
報告状況	いつ, 誰が, 誰に, どのような内容で報告したか 等
対応及び対策内容	被害者への対応内容, 加害者への対応内容, 保護者への対応内容
その後の様子の記録と報告	対処後の様子を被害者やその保護者に聞き, 記録し関係職員に様子を報告する。

(3) いじめ不登校対策委員会

—「2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」参照—

(4) 教育委員会への報告

- ・ 犯罪行為, 生命に関わる事案など, 緊急を要する場合は速やかに報告する。
- ・ 緊急を要さない事案については, 月例生徒指導報告を通して毎月報告する。

(5) 継続的な支援, 指導及び助言

一時的な対応にならないように, 必要に応じていじめ不登校対策委員会を行うなどして, 継続的な支援ができるように以下の点に注意する。

- ・ いじめを受けた子供及びその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った子供に対する指導又はその保護者に対する助言
- ・ 保護者と情報を共有し, 保護者の理解・協力を得る。
- ・ 学校内での様子について実態の経過観察を注意深く行う。
- ・ いじめを受けた子供, そして周囲の子供も安心して教育を受けられるように学習指導に配慮する。

(6) 警察への相談・通報及び連携

子供の命や安全を守ることを最優先し, 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは, 直ちに警察に相談・通報し適切な援助を求める。